

私たちの消費生活が
より安全・安心になります！

消費生活用製品安全法の改正について



～製品事故を防止して、安全・安心な生活を～

パロマ工業製ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒死傷事故
や家庭用シュレッダーによる幼児手指切断事故などを踏まえ、国は
製品事故情報を収集・公表し、消費者の安全・安心を目指します。

平成19年
経済産業省

本パンフレットに関することや消費生活用製品安全法についてはこちらをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>

お問い合わせ先 / 経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

住所: 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1

電話: 03-3501-4707

e-mail: qqjcbbe@meti.go.jp

～消費者の皆様へ～

★国は、重大な製品事故情報を随時公表しますので、新聞、国や都道府県などのホームページに注目してください。

★万一、製品事故の被害にあわれた場合には、メーカー、輸入業者、販売店などに、至急ご連絡ください。

消費生活用製品安全法の改正で、
製品事故情報の報告・公表制度ができます。

報告

(新設)

死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は、国に事故報告を実施(義務)し、国は情報を的確に把握します。

公表

(新設)

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、第二の重大事故を防止します。

命令

国は、メーカーや輸入業者に安全でない製品の製造や輸入を禁止したり、回収するよう命令します。